



彩の国
埼玉県

平成26年度
(平成27年度採用)



本多静六博士奨学生募集案内

募集期間 平成26年10月1日(水)~平成26年11月28日(金) (必着)



本多静六博士

(日本初の林学博士・埼玉県久喜市(旧菖蒲町)出身)

埼玉県農林部
森づくり課 森林活動支援担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-4310 (直通)
FAX 048-830-4839

本多静六奨学金

検索



目 次

I	本多静六博士について	1
II	本多静六博士奨学金制度の概要	2
III	出願手続き	8
IV	世帯の収入基準について	12
V	願書の書き方 (記入例)	15
VI	願書等様式	24
	よくある質問	巻末

ほんだせいりくはくし
I 本多静六博士について

1 本多静六博士と本多静六博士奨学金について

本多静六博士は、慶応2年（1866年）7月2日、現在の久喜市（旧菖蒲町）に生まれ、日本最初の林学博士として、明治神宮の森の造営、日比谷公園、大宮公園等全国各地の都市公園の設計を手がけるなど、数多くの功績を残した本県の郷土の偉人の一人です。

県は、昭和5年に博士から寄贈された、県の西部、秩父市（旧大滝村）の中津川地域の森林を博士から提示された「寄附希望条件」により活用して、本多静六博士奨学金を設立し、昭和29年から貸与を行っています。

2 本多静六博士のおいたち

博士は、9歳のとき父を失い、貧しかったため正規の学校教育が受けられず、農業を手伝いながら勉強し、17歳になって東京山林学校（東京大学農学部の前身）に入学しました。博士は、期末試験に落第したことで自殺をはかりましたが死にきれず、思い直して必死に勉強し、ついには最優等生となりました。

この結果、人間は努力さえすれば、必ず成功すると固く信じ、一心不乱に勉強に励みました。

そして明治23年、東京帝国大学農科大学の卒業を待たずにドイツのミュンヘン大学に留学して財政学を専攻し、ドクトルの学位を得ました。やがて、明治25年帰国すると、すぐに母校の東京大学で造林学と林政学の講座を担当して、以後35年間学生の教育と研究に当たりました。その間、明治32年には、日本で最初の林学博士になりました。

博士の業績を挙げると、本多大造林学19編の編さん、熱帯林業に関する研究、造園学・庭園学等の400巻以上に及ぶ著書の刊行、保安林の創設についての尽力、造園事業等数多くあります。また、郷土埼玉のためにも力を注ぎ、埼玉県が水力・山林・石灰岩の資源に恵まれていることに注目し、発電事業、旧秩父セメント株式会社の設立等にも力をつくしました。

このように、博士は人の2倍も3倍も働き、常に努力することによって逆境を打開し、学問に、実業に成功し、数多くの実績を収めたのです。そして晩年になっても、人生学・経済学など多くの書物を著し、昭和27年（1952年）、85歳でこの世を去りました。

◎寄附希望条件

- 一 本林中の一部中津川本流に沿いたる景勝地の森林は、風致林として永く保存せられ、且つ、林道開さく其の他により該地方の開発を図られ度き事
- 二 本林御経営の上、純益の一半を積立て利殖し置き、総額100万円に到りたる上は、秀才教育の財団法人を組織せられ度き事
- 三 右財団は、年々生ずる利子の4分の1以上を元資金に加えられ度き事
- 四 該財団の元資金より年々生ずる利子の4分の3以内をもって、先ず苦学生中の秀才に補助し進んで一般教育並びに学術研究の資に供せられ度き事

◎中津川県有林

中津川県有林（秩父市）のある区域は、荒川の重要水源地域に位置しているため、水資源のかん養や県土の保全のうえから重要な役割を果たしているばかりでなく、秩父多摩甲斐国立公園区域内に指定され、環境保護の役割も担っています。ブナ、シオジ、カエデ、モミ等の天然林が多く、奥地には原生林も残っています。

人工造林地は総面積の約39%を占め、スギ・ヒノキ・カラマツ等が植えられています。

県は、博士から寄贈された2,632haを含めた、3,010ha（東西約10km、南北約9km）を本多静六博士育英基金の基本財産として管理経営しています。

II 本多静六博士奨学金制度の概要

1 出願資格

1 人物について

学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、修学に十分耐え得ると認められる者で、かつ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者。

2 住所が次のいずれかに該当する者

ア 高等学校またはこれに準じる教育課程在学者（最終年次在学者）にあつては、出願時に県内に住民登録されている者。

イ 高等学校若しくはこれに準じる教育課程を修了した者は、最終修学期間に県内に住民登録されていた者。

3 学校教育法で定める次のアからエのいずれかの学校（以下学種という）に入学・編入学を希望する者、又は、既に在学している者

ア 大学院

イ 大学

ウ 短期大学

エ 専修学校専門課程

（学校教育法第124条、第125条で定める学校の専門課程で2年以上の課程のもの）

4 成績が別に定める基準を満たす者

（詳細は「II 2 成績の要件」（3頁）参照）

5 学校長等から推薦を受けた者

（詳細は「II 3 推薦の要件」（3頁）参照）

6 世帯の「認定総所得金額」が、「収入基準額表」（表1）の基準額以下であること。

（詳細は「IV 世帯の収入基準について」（12頁）参照）

7 その他

ア 40歳未満（平成26年4月1日時点）の者

イ 過去に本多静六博士奨学金の貸与を受けていない者

*1. 住所について

高等学校を卒業してから埼玉県に転居してきた者は該当しません。

*2. 大学院について

貸与期間は、修士課程は2年、博士課程は3年とします。最短修業年限が、貸与期間と異なるときは申し出てください。

*3. 専修学校専門課程とは次の条件等を満たしているものをいいます。

1 授業時間 年間800時間以上

2 生徒数 教育を受けるものが常時40人以上いること

3 入学資格 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者

*4. 対象外となる者について

1 奨学金の交付期間が1年未満となる者

2 入学・編入学又は在学している学校が高等学校専攻科、通信制の学校等の者

3 入学・編入学又は在学している学校の聴講生

4 入学・編入学又は在学している学校の修学時間が夜間に限られる学校で在学期間中も一定の収入を確保することが可能であると認められる学校の者

2 成績の要件

* 5段階評価に換算して算出します。判断が難しい場合は森づくり課までお問い合わせ下さい。

(1) 高等学校の学習成績が要件となる者

- 1 高等学校3年生
高等学校1年生～3年生の第一学期までの学習成績
- 2 高等学校を卒業した者
高等学校在学時の学習成績
- 3 大学・短大・専修学校の1年次に在学している者
高等学校在学時の学習成績

全教科の平均が
3.3以上

(2) 大学等の学習成績が要件となる者

- 1 大学・短大・専修学校の2年次以上の者
1年次から前年度までの学習成績
- 2 大学院の1年次の者
大学在学時の学習成績
- 3 大学院・大学・短大・専修学校を卒業した者
在学時の学習成績

※学内で上位
2分の1以内

※GPAの場合は、2.5以上

3 推薦の要件

推薦者は、下記3点を推薦書に記入してください。

(1) 成績について

- 上記2の成績の要件を満たしていること

(2) 人物について

- 学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、奨学金の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者

推薦者は、次のア～エについて留意して評価してください。

- ア 学修意欲のある者であること
- イ 留年や仮進級していない又はその恐れがないこと
- ウ 停学等の処分を受けていないこと
- エ 性行不良等、学校内外の規律を乱す行為を行っていないこと

*人物については、推薦者(または推薦者から委任を受けた者)が必ず面談を行って評価してください。なお、面談実施日を推薦書に記載してください。

(3) 健康について

- 修学に十分耐え得ると認められる者

*健康については、修学上支障がなければ応募できますので、推薦者は健康診断の結果などを参考にして推薦してください。

4 奨学金の貸与について

(1) 入学一時金

- 1 入学一時金の額：30万円以内（無利子貸与）
- 2 貸与時期：入学・編入学する年の概ね3月
- 3 貸与の方法：奨学生名義の銀行口座に振込

(2) 月額奨学金

- 1 月額奨学金の額：月額3万円以内（無利子貸与）
- 2 貸与期間：入学・編入学又は在学する学校、学部等の所定の修業年限
※出願時に既に在学している場合は残りの修業年限
- 3 貸与の方法：年2回、6か月分をまとめて奨学生名義の銀行口座に振込
振り込み月：概ね4月（4～9月分）、10月（10～3月分）

*対象となる者について（過去に本多静六博士奨学金の貸与を受けた者は除く）

対象事例	入学一時金	月額奨学金
高卒後、大学・短期大学・専修学校へ入学予定	○	○
大学院・大学・短期大学・専修学校に在学中	×	○
大学卒業後、大学院へ入学予定	○	○
大学・短期大学・専修学校から他の大学へ編入学予定	○	○
大学・短期大学卒業後、専修学校へ入学予定	○	○

(3) 併用について

- 1 入学一時金と月額奨学金は併用できます。
- 2 その他の奨学金制度との併用ができます。

5 返還について【重要】

*奨学金は貸与であり、貸与終了後は、返還の義務が生じます。

貸与期間の2倍の年数の期間（最長12年以内）において均等半年賦で返還していただきます。

なお、具体的な返還については、次のとおりです。

(1) 入学一時金

- 奨学生は、在学しなくなった年度の翌々年度から、2年以内に入学一時金の全額の返還をしてください。

返還時期：年2回、7月末と12月末

(2) 月額奨学金

- 奨学生は、在学しなくなった年度の翌々年度から、貸与期間の2倍の年数の期間で月額奨学金の全額の返還をしてください。

返還時期：年2回、7月末と12月末

(3) 入学一時金と月額奨学金を併用したとき

- 奨学生は、在学しなくなった年度の翌々年度から、貸与期間の2倍の年数の期間で入学一時金と月額奨学金の全額の返還をしてください。

返還時期：年2回、7月末と12月末

*返還の例

	貸与年数	貸与総額	返還年数	半年賦額	年間総返還額
入学一時金	—	30万円	2年	75,000円	150,000円
月額奨学金	1年	36万円	2年	90,000円	180,000円
	2	72	4		
	3	108	6		
	4	144	8		
	5	180	10		
	6	216	12		
併用	2年	102万円	4年	127,500円	255,000円
	3	138	6	115,000	230,000
	4	174	8	108,750	217,500
	5	210	10	105,000	210,000
	6	246	12	102,500	205,000

*特別な事情がある場合は、期間の延長や返還の方法は変更することができます。

(4) 借用証書の提出について

- 貸与終了時に、連帯保証人と連署した「奨学金借用証書」（様式第7号）を提出していただきます。（様式については、森づくり課から送付します。）

(5) 納入方法について

- 年2回、返還月の上旬に「納入通知書兼領収書」が送付されます。
記載の納入期限までに「納入通知書兼領収書」と返還金を銀行等金融機関の窓口（ATM、ネットバンクも可能）に持参して納入してください。
なお、口座引落としの制度はありません。

(6) 延滞利息について

- 正当と認められる事由がなくて返還の納入期限に遅延したときは、遅延日数に応じて年**7.25%**の割合で延滞利息が発生します。
延滞利息は元本納入後、別途請求します。

(7) 個人情報の取得について

- 奨学金の返還が滞った場合には、返還事務に必要な範囲で、奨学金借受者及び連帯保証人の住所及び連絡先を確認するために必要な個人情報を市区町村長から取得し、保有、利用することがあります。

6 貸与及び返還期間中の各種変更申請について

* 様式は県森づくり課HPを参照してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/hodayosiki.html>

(1) 毎年提出する書類

● 「在学証明書」

毎年4月上旬に在学する学校から新年度の「在学証明書」を取得し、提出してください。在学証明書により在学を確認して当該年度の奨学金の支給を開始します。提出されない場合は、支給を停止（または返還手続きの開始）します。なお、「学生証」の写しは認められません。

(2) 「身上異動届」（様式第4号）

● 奨学生本人及び連帯保証人の住所、電話番号等の連絡先、氏名に変更があった場合は、速やかに提出してください。

(3) 「奨学生死亡届」（様式第5号）

● 連帯保証人が提出してください。

(4) 「連帯保証人変更届」（様式第6号）

● 連帯保証人が死亡したとき、その他やむを得ず変更の必要がある場合は、直ちに別の連帯保証人を立てて連署の上、提出してください。（新連帯保証人の6か月以内に交付された住民票、印鑑登録証明書及び直近の所得証明書を添付してください。）なお、連帯保証人の変更は審査の結果認められない場合があります。

(5) 「奨学金返還猶予願」（様式第8号）

● 卒業後、さらに大学、大学院、専門学校等に進学した場合及び病気、その他の理由により返還が困難であると認められる場合に返還猶予を受けることができます。猶予を受けようとするときは、理由を証明する書類を添付して、返還月の2か月前までに申請してください。（猶予の可否については審査の上決定します。）

(6) 「返還免除願」（様式第9号）

● 奨学生若しくは奨学金借受者が死亡したとき、または特別な理由により以降の返還が不可能な状態にあると認められる場合に限り、奨学金及び遅延利息の全部または一部の返還免除を受けることができます。返還の免除を受けようとするときは、その理由を証明する書類を添付して申請します。

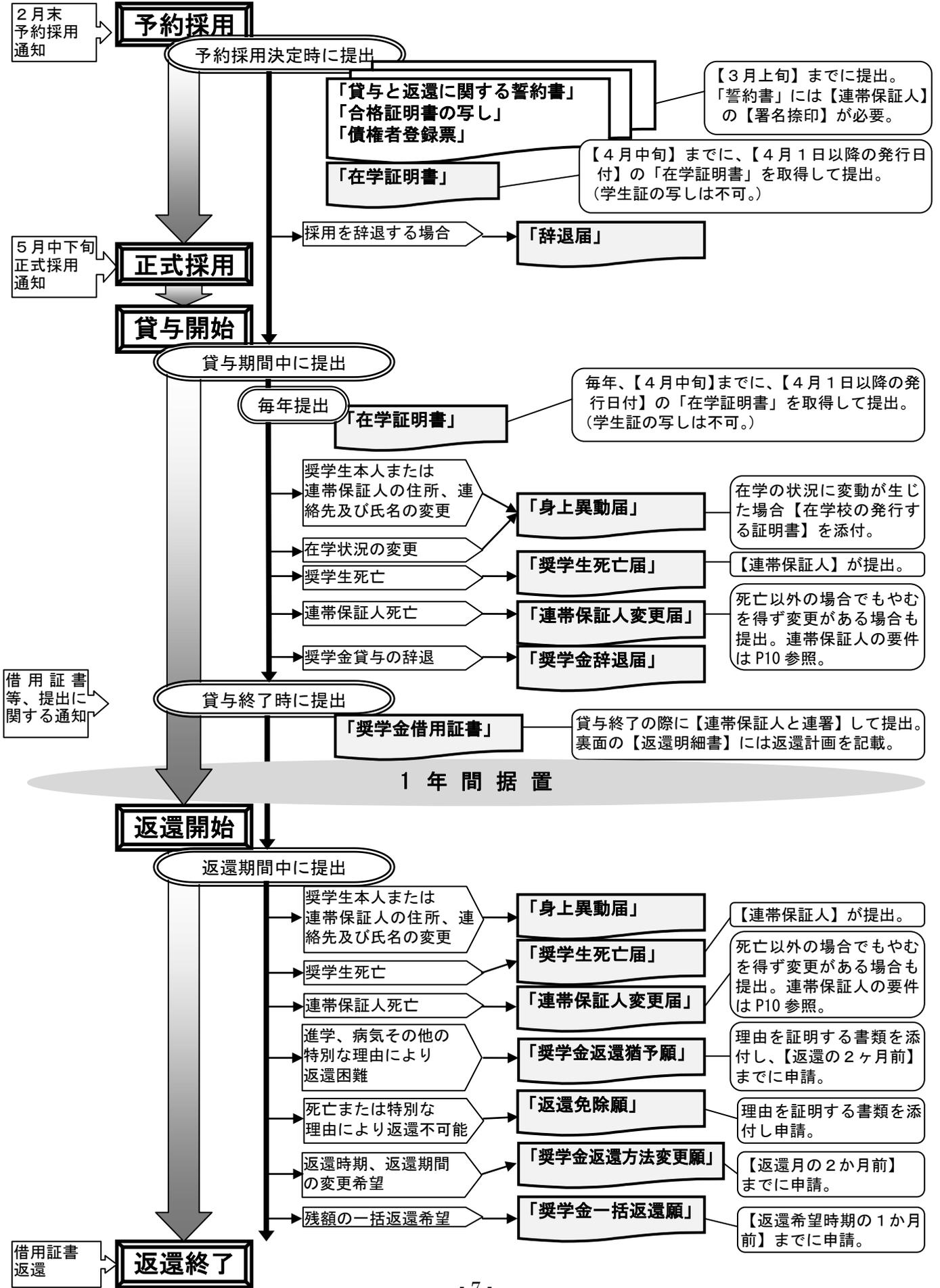
(7) 「奨学金返還方法変更願」

● 規定の範囲内で、返還時期、返還期間等の変更を希望するときに、返還月の2か月前までに申請します。

(8) 「奨学金一括返還願」

● 奨学金の残額を一括で返還したいときは、返還希望時期の1か月前までに申請します。

奨学金の予約採用決定時から返還終了時までの提出書類について



Ⅲ 出願手続き

1 出願方法

(1) 出願書類の受付期間

- 平成26年10月1日（水）から平成26年11月28日（金）（必着）
* 郵送または持参
(郵送の場合は「簡易書留」で送付してください。)

(2) 提出先

- 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県 農林部 森づくり課 森林活動支援担当（本庁舎5階）
〔問合せ〕TEL 048-830-4310（直通）

2 出願書類

(1) 奨学生願書等

- 1 奨学生願書（様式第1号）
「Ⅴ願書記載要領」（15頁）及び記入例1（16頁）を参照して作成してください。
- 2 奨学生志望理由
記入例3（21頁）を参照して作成してください。
- 3 合格通知書の写し（原本は不要です。）
進学先が決定している者は、合格が確認できる書類の写しを提出してください。

(2) 成績証明書（開封されていた場合は無効）

- 成績証明書（6か月以内に交付されたもの）

※大検・高卒認定の方は、合格成績証明書を提出してください。

(3) 推薦書（様式第2号）（開封されていた場合は無効）

● 推薦書について

ア 推薦者

出願時に学校に在学している者は在学している学校の長、学校を卒業している者は卒業した学校の長、その他の者は居住地の市町村長の推薦書を密封して提出してください。

出 願 者		推 薦 者
高 等 学 校	在学	在学している高等学校の長
	卒業	卒業した高等学校の長
大学院・大学・短大・専修学校	在学	在学している学校の長
	卒業	卒業した学校の長
そ の 他 の 者		居住地の市町村長

イ 推薦内容

「Ⅱ2成績の要件」と「Ⅱ3推薦の要件」（3頁）

※推薦者は記入例4（22頁）を参照して記入してください。

※推薦者は要件を満たしているか評価し、推薦書に具体的に記入してください。

(4) 本人及び世帯員の所得等に関する調書等

<p>1 本人及び世帯員の所得等に関する調書（別紙1） <u>記入例2</u>（17～20頁）を参照して作成してください。 総所得金額欄は、「IV世帯の収入基準について」（12頁～）を参照して記入してください。</p>
<p>2 住民票（6か月以内に発行されたもの） ア 世帯員全員が記載されているもの イ <u>本籍及び続柄が記載されているもの</u></p>
<p>3 所得証明書（「（市町村民税）課税証明書、非課税証明書」） ア 出願者と生計を一にする世帯員のうち<u>出願者を扶助する者の直近の所得証明書</u> （市役所、町村役場で発行された証明書に限る） イ 出願者が現在被扶養者でない場合は<u>本人の所得証明書</u> （市役所、町村役場で発行された証明書に限る）</p>

〔留意点〕

- ① 「出願者を扶助する者」とは、家計支持者（父及び母、またはこれに代わって家計を支えている者）であり、**無職・パートなどで非課税になる方も提出が必要です。**
- ② 出願の年に転職・失業等により前年の所得に比し出願時の所得が大幅に減少している場合は、所得証明書に加え、失業中であることを証明する書類（雇用保険受給資格者証の写し等）、現在の所得の状況を証明する書類（直近2か月間の給与支払明細書等）を添付し、状況を記入してください。

上記で判断が難しい場合は、森づくり課までお問い合わせください。

(5) 「特別控除」を証明する書類

<p>● 「特別控除」を証明する書類 世帯に下記の表に該当する方がいる場合は「認定総所得金額」算定の際、特別控除を受けることができますので、その内容を証明する書類を提出してください。 なお、認定される要件、特別控除額等については、「IV 2 特別控除額について」（13・14頁、表2の1・表2の2）の〔留意点〕を参照してください。</p>	
障害者のいる世帯	・障害者手帳の写し等
長期療養者のいる世帯	・過去1年間の医療費、治療器具等の購入費、通院のための交通費等の領収書の写し ＊ 所得税の高額医療の控除を受けている場合は、源泉徴収票又は市町村長の発行する市町村民税の特別徴収税額の通知の写し、及び願書提出前2箇月間の領収書の写しでも可
主たる家計支持者が別居している世帯	・給与明細書の写し、住居の賃貸契約書の写し等 ・住民票
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	・被害への対応のための借入又は返済に係る書類の写し ・被災証明書等
出願者が大学院、大学、短大、専修学校に在学している場合	本年度の授業料年額（施設費は除く）を証明する書類 ・募集要項等、授業料年額が記載された頁の写し
高校生以上の就学者のいる世帯	在学を証明する書類 ・在学証明書、通学証明書、学生証の写し

※願書の提出に当たっては内容、提出書類をよく確認してください。「特別控除」を証明する書類がないと控除できませんので御注意下さい。

成績、世帯の収入等が基準を満たしていない場合や、提出書類に不備がある場合には奨学金を貸与できません。

また、提出された書類は採用、不採用にかかわらず返却しません。

※他の奨学金との併用は可能ですが、返還時の負担を充分考慮して出願してください。

3 選考について

選考は、出願書類をもとに行います。選考結果は、「予約採用」、「補欠採用」、「不採用」の別に2月下旬から3月中旬に本人あてに郵送にて通知します。

(1) 予約採用について

予約採用の通知が届いたら、関係書類を取りそろえ、期日までに「森づくり課森林活動支援担当」に提出してください。

進学先が願書に記載した学校と異なる場合でも、「Ⅱ 1 出願資格」に記載された学種であれば奨学金は貸与されます。

4月以降、進学先の在学証明書など、別に通知する書類の提出を確認して「正式採用」となります。

(2) 補欠採用について

予約採用者または受給中の奨学生の中から欠員が生じた場合に、予約採用となります。

4 連帯保証人について

連帯保証人は1名必要となります。

(1) 連帯保証人の要件について

- ア 貸与返還期間にわたり継続安定した収入が見込まれる方。（非課税の方は不可）
- イ 親など、現在、出願者を保護又は扶助していない方。
- ウ 出願者の配偶者でない方。（結婚する予定の方も除きます）
- エ 出願時に成年で独立の生計を営み、60歳未満の方。
- オ 以前に「本多静六博士奨学金」の貸与を受けている場合、その返還が終了した方
- カ 成年被後見人、被保佐人及び破産の宣告を受けていない方

※連帯保証人は奨学金の貸与、返還終了までの間を通して保証していただく方なので、審査の結果、変更を求められることがあります。

(2) 必要な書類

1 願書提出時に必要となる書類

- ア 出願時に連帯保証人が決まっている場合
 - ・連帯保証人は願書の内容を確認して、応募者と連署押印してください。（連帯保証人は実印を使用してください。）
 - ・出願者は下記の2のアからウまでの書類を提出してください。
 - ・出願期間内に書類が間に合わない時は、その旨願書の余白に記入し、後日提出してください。
- イ 出願時に連帯保証人が決まっていない場合
 - ・連帯保証人が未定の旨を願書の余白に記入して出願してください。

2 予約採用後に必要となる書類

- ア 連帯保証人の住民票（6か月以内に交付されたもの）
 - ・本籍及び続柄が記載されているもの
 - イ 連帯保証人の直近の所得証明書（「(市町村民税) 課税証明書」)
 - ウ 連帯保証人の印鑑登録証明書（6か月以内に交付されたもの）
 - エ 誓約書（予約採用時に森づくり課から配布します）
 - ・連帯保証人は誓約書の内容を確認して、応募者と連署押印してください。
 - ・連帯保証人は実印を使用してください。
- ※提出期限内に必要な書類が提出されないと、予約採用を取り消される場合があります。

(3) その他

1 返還について

奨学金借受者からの奨学金の返還が確認できない場合は連帯保証人に通知し、返還が滞った場合は連帯保証人に返還を求めることがあります。

2 個人情報の取得について

奨学金借受者からの奨学金の返還が滞った場合には、返還事務に必要な範囲で、住所及び連絡先を確認するために必要な連帯保証人の個人情報を市区町村長から取得し、保有、利用することがあります。

IV 世帯の収入基準について

出願者の属する世帯の1年間の「認定総所得金額」が、「収入基準額」（表1）以下であることが必要です。

1 収入について

(1) 認定総所得金額について

- 認定総所得金額の算定式は次のとおりです。

$$\boxed{\text{認定総所得金額}} = \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{特別控除額}}$$

(万円未満は切捨て)

※認定総所得金額とは世帯の1年間の「総所得金額」から「特別控除額」を除いた金額をいいます。

(2) 総所得金額について

- 「総所得金額」とは、その世帯の金銭・物品などの1年間の総収入金額から必要経費を控除した金額をいいます。

[留意点]

- (ア) 父母など出願者を保護又は扶助している者の所得金額を合計し「総所得金額」とします。
出願者を保護又は扶助していない者の所得金額は含みません。
- (イ) 出願者本人に収入がある場合は、その所得金額を含んだ額を「総所得金額」とします。
- (ウ) 出願者の配偶者等に収入がある場合はその所得金額を含んだ額を「総所得金額」とします。
- (エ) 2人以上に収入がある世帯については、それぞれの所得金額の合計を「総所得金額」とします。
- (オ) 給与所得（年金を含む）の場合について

◇給与所得の場合、次の式により計算した金額とします。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{総所得金額} \\ \text{(万円未満切捨て)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{給与収入金額} \\ \text{(万円未満切捨て)} \end{array}} - \boxed{\text{控除額}}$$

給与収入金額	控除額
298万円以下	年間収入金額と同額
299万円以上400万円以下	給与収入金額 × 0.2 + 238万円
401万円以上781万円以下	給与収入金額 × 0.3 + 198万円
782万円以上	432万円

※給与収入金額については、「所得証明書」、「市民税、県民税の特別徴収税額の通知書」の「給与収入金額」欄に記載された金額となります。

- (カ) 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと（オ）により計算します。
- (キ) 同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合は、給与所得については（オ）により計算し、給与所得以外の所得金額と合計した金額とします。

(3) 収入基準額について

- 世帯の収入基準額は次のとおりです。

表 1 収入基準額

世帯人員	収入基準額
1人	128万円
2	203
3	236
4	256
5	275
6	290
7	304
8人以上は1人増す毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する	14

2 特別控除額について

次の表2の1と表2の2の項目に該当がある場合は、12頁の1(2)で得た「総所得金額」から更に各特別控除額(万円未満切捨)を控除して1(1)の「認定総所得金額」とします。
該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、これらの控除額を合わせて控除します。

(1) 世帯を対象とする特別控除額

● 表2の1 世帯を対象とする特別控除額表

特別の事情	特別控除額				
母子・父子世帯	49万円				
就学者のいる世帯 (本人の控除は表の2の2による) 児童・生徒・学生1人につき	小 学 校		30万円		
	中 学 校		46万円		
	高 等 学 校		自 宅 通 学	自 宅 外 通 学	
			国・公立	35万円	57万円
	高 等 専 門 学 校	1~3年次	私 立	57万円	78万円
			国・公立	35万円	57万円
	大 学	4,5年次・専攻課	私 立	57万円	78万円
			国・公立	40万円	62万円
	専 修 学 校	大 学	私 立	66万円	88万円
			国・公立	67万円	116万円
		高 等 課 程	私 立	111万円	159万円
			国・公立	35万円	57万円
	専 門 課 程	私 立	57万円	78万円	
国・公立		25万円	71万円		
私 立	79万円	123万円			
障害者のいる世帯	障害者1人につき 99万円				
長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。				
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				

〔留意点〕

- (ア) 障害者のいる世帯
障害のある人の医療費で「長期療養者」に該当する場合は、併せて控除することができます。
- (イ) 長期療養者のいる世帯
出願時において継続して2年以上の療養を必要とする者の医療費(診療代、治療代、医薬品代等)、治療及び療養に係る器具代、通院のための交通費、世帯員以外の者に支払う介護費等とします。
ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額、その他により補てんされる金額は除きます。
- (ウ) 主たる家計支持者が別居している世帯
主たる家計支持者が就労のため別居している世帯で、出願後も1年以上別居が継続する見込みであること。別居地の住居費、光熱水道費、別居地と主たる住居地間の交通費等とします。
ただし、勤務先から補てんされる金額、家具、電気器具、家事用品購入費等の一時的な支出は除きます。
- (注)「主たる家計支持者」とは、「申込者本人の生計を維持する者のうち、父もしくは母、又は父母に代わって生計を維持するもの」とする。(父母のいずれか1人でも別居した場合対象)
- (エ) 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯
出願時の前年から出願時まで、災害等により日常生活を営むために必要な資材または生産手段に被害を受け、長期(2年以上)にわたって支出が増加又は収入が減少する場合の年間金額とします。
ただし、保険、損害賠償等により補てんされた金額は除きます。
- (オ) 自宅通学・自宅外通学
自宅・自宅外の別は、原則として住民票の住所で判断します。

(2) 出願者を対象とする特別控除額

● 表2の2 出願者を対象とする特別控除額表

高等学校に在学 または高等学校 を卒業した者		67万円
大学に在学して いる者	国・公立	自宅通学 28万円 自宅外通学 72万円 に授業料年額を加えた額
	私立	自宅通学 44万円 自宅外通学 87万円 に授業料年額を加えた額
高等専門学校に 在学している者	国・公立 (1～3年次)	自宅通学 35万円 自宅外通学 57万円
	国・公立 (4・5年次)	自宅通学 40万円 自宅外通学 62万円
	私立 (1～3年次)	自宅通学 57万円 自宅外通学 78万円
	私立 (4・5年次)	自宅通学 66万円 自宅外通学 88万円
専修学校 (専門課程)に 在学している者	国・公立	自宅通学 20万円 自宅外通学 60万円 に授業料年額を加えた額
	私立	自宅通学 37万円 自宅外通学 76万円 に授業料年額を加えた額

〔留意点〕

「授業料年額」とは在学している大学又は専修学校の初年度の授業料年額(万円未満切捨)とし、入学金、施設料その他臨時または個別に徴収される費用は除きます。

V 願書の書き方

(1) 願書

● **記入例1** (16頁) を参照し以下に注意して記入してください

1 住所について

ア 埼玉県以外に住居地を有する場合は、都道府県名から記入してください。

イ 電話番号は、出願者本人と保護者の携帯電話や、保護者の勤務先・事業所等についても記入してください。(当課から、日中連絡をすることがあるため)

2 在学、出身校について

ア 在学学生は、在学名と在学年を記入し、○印で囲んでください。

イ 卒業生は、卒業した学校名を記入し、卒業の欄を○印で囲んでください。

3 高等学校卒業程度認定試験合格者について

ア 高等学校卒業程度認定試験に合格した方は、合格年度を記入し○印で囲んでください。

イ 大学入学資格検定に合格した方も同様に、その合格年度を記入し○印で囲んでください。

4 進学志望校について

ア 進学希望校の学校名を記入してください。

イ 学部・学科・課程を記入してください。

ウ 修業年限を記入してください。

5 希望事項について

ア 入学一時金

・希望額(30万円まで)を記入してください。

イ 月額奨学金

・希望額(3万円まで)を記入してください。

・希望する期間を記入してください。

6 連帯保証人について

ア 奨学金の返還終了まで連帯保証人を依頼する方を記入してください。

イ 出願者と連帯保証人は自署・押印してください。

ウ 連帯保証人は実印を押印してください。

※予約採用後、誓約書や借用証書にも出願者と連帯保証人は連署・押印していただきます。

7 保護者について

出願者が未成年者の場合は必ず保護者が記入内容を確認のうえ署名・押印してください。

(2) 本人及び世帯員の所得等に関する調書

● **記入例2** (17～20頁) 及びIV世帯の収入基準について(12頁～)を参照して記入してください。

(3) 奨学生志望理由

● **記入例3** (21頁) を参照して記入してください。

(4) 推薦書

● 推薦者は**記入例4** (22頁) 及び、II 2 と 3 (3頁)、III 2 (3) (8頁) を参照して記入してください。

記入例 1

様式第 1 号

(第 2 条関係)

奨 学 生 願 書				
(ふりがな) 氏 名		さいたま たろう 埼玉 太郎		平成 8 年 6 月 1 3 日生
住 所 (詳細に記入してください) 〒***-**** さいたま市浦和区高砂△-〇〇-□			電話 048-***-****(FAX 同) 090-***** (本人携帯)	
在 学 出 身	(学部・科等まで) 校 県立 さいたま高校 普通科	在 学 年 3 年 生 卒 業	高 等 学 校 卒 業 程 度 認 定 試 験 年 度 合 格	
(学部・科等まで) 進学志望校 私立 さいたま大学 法学部 法律学科			修業年限 4 年	
希 望 事 項	入学一時金	300,000		円
	月 額 奨 学 金	月 額	30,000	
		期 間	平成 27 年 4 月から 平成 31 年 3 月まで	
<p>私は、本多静六博士奨学金の貸与を受けたいので出願します。 なお、採用された場合には、本多静六博士奨学資金の貸与に関する条例及び規則を遵守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、奨学金の返還の事由が生じた際は、遅滞なく返還することを誓約します。 平成 26 年 10 月 3 日</p> <p style="text-align: right;">自署してください。 本 人 氏 名 埼玉 太郎 印</p> <p>私は、上記の者に貸与される本多静六博士奨学金に係る返還の債務について連帯して責任を負います。 平成 26 年 10 月 3 日</p> <p style="text-align: right;">自署してください。 実印を使用してください。 連帯保証人 氏 名 埼玉 明子 印</p> <p>(あて先) 埼玉県知事 上田清司</p>				
連 帯 保 証 人	住 所	〒XXX-XXXX 電話 XXX-XXX-XXXX 埼玉県〇〇市〇〇1-1 〇〇マンションB-101		
	本人との関係	叔母	生年月日	昭和 40 年 8 月 26 日生
保 護 者 ※本人が 未成年者 の 場 合	住 所	〒330-9301 電話 048-***-****(FAX 同) さいたま市浦和区高砂△-〇〇-□ 090-***** (父携帯)		
	氏 名	埼玉 博 印	本人との関係	父

(注) 保護者とは親権を行う者又は未成年後見人のことをいいます。

記入例 2-1

本人及び世帯員の

1 世帯の収入及び控除の状況
(1) 本人の状況

父(給与収入 450 万円)、母(パート(給与収入) 72 万円)、
祖父(年金収入 60 万円) 姉(給与収入 220 万円)、出願者本人(県立高校 3 年)、弟(市立小学校 6 年生)の 6 人世帯の場合

本人	氏名	生年月日	年齢	国立・私立	学校名	在学	高等学校卒業程度認定試験
	埼玉 太郎 (男)・女	平成 8 年 6 月 13 日生	18	県立	さいたま高校	3 年 年卒	年度合格
	志望校 ※出願時の志望校名と可否・今後の日程について書いてください。						
	第一志望校	第二志望校		第三志望校			
	私立 さいたま大学 法学部 法律学科						
決定	未定	試験日 12/4	発表日 12/21	試験日	発表日	試験日	発表日
総所得金額	所得の種類	特別控除額	備考		事務局記入欄		
0 万円	給与 事業 年金 その他()	67 万円			14 ページ表 2 の 2 で該当するものを記載		

(2) 就学者を除く世帯員の状況

続柄	氏名	生年月日	年齢	総所得金額	所得の種類	特別控除額	備考	事務局記入欄
父	埼玉 博	昭和 34 年 2 月 2 日生	55	168 (450) 万円	給与 事業 年金 その他()	万円		
母	埼玉 道子	昭和 34 年 3 月 22 日生	55	(72) 万円	給与 事業 年金 その他()	万円		
祖父	埼玉 勇	昭和 10 年 8 月 10 日生	79	(60) 万円	給与 事業 年金 その他()	万円		
姉	埼玉 彩子	昭和 63 年 6 月 6 日生	26	(220) 万円	給与 事業 年金 その他()	万円		
		年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他()	万円		

給与の場合、12 ページの計算方法によるこの例の場合
 $450 \text{ 万円} + 72 \text{ 万円} = 522 \text{ 万円} \dots \text{①}$
 $522 \text{ 万円} \times 0.3 + 198 \text{ 万円} = 354 \text{ 万円} \dots \text{②}$
 世帯の総所得金額 = ① - ② = 168 万円
 ◎全員の所得証明書を添付

(3) 就学者の状況

続柄	氏名	生年月日	年齢	国立・私立	学校名	在学年	特別控除額	備考	事務局記入欄
弟	埼玉 次郎	平成 14 年 4 月 15 日生	12	市立	〇〇小学校	6	30 万円		
		年 月 日生					万円		
		年 月 日生							
		年 月 日生					万円		
		年 月 日生					万円		

13 ページ表 2 の 1 で該当するものを記載

注 1 本人に収入がある場合は、総所得金額を記入してください。

注 2 生計を一にする世帯員全員を記載してください。

総所得金額は、「IV 世帯の収入基準について」(3)により計算した出願者を扶助している者及び本人の配偶者、全員の総所得金額を万円単位(万円未満切り捨て)で記入し、該当する所得源を全て〇で囲んでください。所得の種類のうち「その他」は、不動産所得、退職所得、雑所得(年金を除く)などの別を記入してください。(同居の兄弟姉妹等の所得は含みません。)

注 3 別居の場合は、備考欄に住居地を記入してください。

裏へ

2 特別控除の対象となる事項（障害者、長期療養、単身赴任、災害等の事情）

特別控除の対象となる事情		
年間の支出増	万円	年間の収入減 万円
—増減額積算—		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>13 ページ表2の1で該当がある場合記載してください。記載がない場合、特別控除として算入されないことがあります。 例：母子家庭、障害者 等</p> </div>		
事務局記入欄		

注 「IV 世帯の収入基準について」の「特別控除額」のうち、「障害者」「長期療養者」「主たる家計支持者の別居」、「火災等の被害」に該当する場合、その事情を「特別控除の対象となる事情」欄に記入し、そのための年間の支出額の増加又は収入額の減額の根拠を記入してください。

3 その他特別な事情

事務局記入欄

注 貸与を希望する特別な事情があれば記入してください。

記入例 2-2

本人及び世帯員の所得

母（営業所得 100 万円、不動産所得 50 万円）、出願者本人（国立大学 1 年（授業料年額 52 万 5 千円）、弟（公立高校 1 年生）の 3 人世帯（母子世帯）の場合

1 世帯の収入及び控除の状況
(1) 本人の状況

本人	氏名	生年月日	年齢	国立・私立	学校名	在学	高等学校卒業程度認定試験
	埼玉 太郎 (男)・女	平成 7 年 6 月 13 日生	19	国立	埼玉大学	1 年 年卒	年度合格
	志望校 ※出願時の志望校名と可否・今後の日程について書いてください。						
	第一志望校		第二志望校		第三志望校		
	決定	未定	試験日	発表日	試験日	発表日	試験日
総所得金額		所得の種類		特別控除額	備考	事務局記入欄	
0 万円		給与 事業 年金 その他 ()		80 万円	14 ページ表 2 の 2 自宅通学 28 万円+52 万円=80 万円 ※併せて、授業料年額がわかるものを提出してください。 例：大学からの通知（写）など		

(2) 就学者を除く世帯員の状況

続柄	氏名	生年月日	年齢	総所得金額	所得の種類	特別控除額	備考	事務局記入欄
母	埼玉 道子	昭和 34 年 3 月 23 日生	55	150 万円	給与 (事業 年金) その他 (不動産)	49 万円	母子家庭	
		年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他 ()	万円		
		年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他 ()	万円		
		年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他 ()	万円		
		年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他 ()	万円		

(3) 就学者の状況

続柄	氏名	生年月日	年齢	国立・私立	学校名	在学	特別控除額	備考	事務局記入欄
弟	埼玉 次郎	平成 10 年 6 月 15 日生	16	県立	〇〇高校	1	35 万円		
		年 月 日生					万円		
		年 月 日生					万円		
		年 月 日生					万円		
		年 月 日生					万円		

注 1 本人に収入がある場合は、総所得金額を記入してください。

注 2 生計を一にする世帯員全員を記載してください。

総所得金額は、「IV 世帯の収入基準について」(3)により計算した出願者を扶助している者及び本人の配偶者、全員の総所得金額を万円単位（万円未満切り捨て）で記入し、該当する所得源を全て〇で囲んでください。所得の種類のうち「その他」は、不動産所得、退職所得、雑所得（年金を除く）などの別を記入してください。（同居の兄弟姉妹等の所得は含みません。）

注 3 別居の場合は、備考欄に住居地を記入してください。

裏へ

2 特別控除の対象となる事項（障害者、長期療養、単身赴任、災害等の事情）

特別控除の対象となる事情	母子家庭	
年間の支出増	万円	年間の収入減 万円
増減額積算—		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>13 ページ表2の1で該当がある場合記載してください。記載がない場合、特別控除として算入されないことがあります。 例：母子家庭、障害者 等</p> </div>		
事務局記入欄		

注 「IV 世帯の収入基準について」の「特別控除額」のうち、「障害者」「長期療養者」「主たる家計支持者の別居」、「火災等の被害」に該当する場合、その事情を「特別控除の対象となる事情」欄に記入し、そのための年間の支出額の増加又は収入額の減額の根拠を記入してください。

3 その他特別な事情

事務局記入欄

注 貸与を希望する特別な事情があれば記入してください。

記入例 3

奨学生志望理由

氏名		(ふりがな) さいたまたろう 埼玉 太郎	平成 8 年 6 月 13 日生 18 歳	男・女
在学 出身校	(学部・科等まで)	県立 さいたま高校 普通科	在学年 3 年生 年卒	大学入学資格検定 年度 合格
進学志望校 (学部・科等まで)				決定 未定
<p>●形式は自由です。次の内容で書いてください。</p> <p>1 高等学校3年生・既卒者</p> <p>①進学先を選んだ理由</p> <p>②卒業後の進路</p> <p>2 大学生等</p> <p>①在学している学校の分野を選んだ理由</p> <p>②卒業後の進路</p>				

※ 太枠内に記入してください。

記入例 4

様式第2号 (第2条関係)

推 薦 書

在 学 校 (出身校)	埼玉県立さいたま高校
氏 名	埼玉 太郎
住 所	さいたま市浦和区高砂△-〇〇-□
推 薦 理 由	<p>1 成績の要件 出願者の成績が基準を満たしているか評価し、推薦書に<u>具体的に記入してください。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">① 高等学校3年生・高卒:3.3以上 ② 大学生等:学内で上位2分の1以内又はGPA2.5以上 ※出願者が大学等の1年次に在学している場合は、②のみの内容になります。</p> <p>2 推薦の要件について 出願者の人物・健康が基準を満たしているか評価し、推薦書に<u>具体的に記入してください。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">① 態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識のある社会人として活動できる見込みがあること ② 修学上支障がない健康状態であること</p> <p style="text-align: center;">◎詳細については3頁及び8頁を参照してください。</p>
記入者職氏名 面 談 日	第3学年担任 〇〇 〇〇 (面談日平成26年〇月〇日)

※出願者の住所を記入してください。

※出願者の住所を記入してください。

※推薦書を記入した方の職氏名及び面談実施日を記入してください。

上記のとおり本多静六博士奨学生として**適当と認め、推薦します。**

平成26年10月〇〇日

※推薦者は8頁(3)アに該当する方となります。必ず公印を押印してください。

推薦者 埼玉県立さいたま高校
校長 〇〇 〇〇



(あて先)
埼玉県知事

◎ 出願書類チェック表

願書の提出に当たっては内容、提出書類をよく確認して不足がないように注意してください。

提出書類	確認欄 (✓)
1 奨学生願書 ・出願者本人が記入し、署名押印しましたか？(未成年者は保護者の署名押印も必要です) ・連帯保証人が署名していますか？連帯保証人の印は実印ですか？	
2 連帯保証人に関する書類 ・住民票：6か月以内に交付された本籍・続柄が記載されたものですか？ ・所得証明書：直近の内容のものですか？ ※源泉徴収票は不可 ・印鑑登録証明書：6か月以内に交付されたものですか？ ※提出できない時は願書の欄外にその旨記入してありますか？	
3 合格通知書の写し（該当者のみ） ・進学先が決定している場合は必ず提出してください。	
4 本人及び世帯員の所得等に関する調書 ・氏名や生年月日のもれはありませんか？	
5 奨学生志望理由	
6 推薦書（密封されたもの）	
7 住民票（世帯全員、本籍・続柄が記載されたもの） ・6か月以内に交付されたものですか？	
8 成績証明書（密封されたもの）	
9 所得証明書（両親など出願者を扶助する者の分） ・直近の内容のものですか？ ※源泉徴収票は不可 ・無収入の場合も添付されていますか？ ・年金の支払い証明は添付されていますか？	
10 出願者の所得証明書（現在被扶養者でないの場合のみ） ・直近の内容のものですか？ ※源泉徴収票は不可	
11 出願者の配偶者等の所得証明書（該当者のみ） ・直近の内容のものですか？ ※源泉徴収票は不可 ・兄弟姉妹の所得証明書は添付されていますか？	
12 特別控除に係る証明書（該当者のみ） （本人が大学等の在學生は授業料を証明する書類） （兄弟姉妹の在学証明書、通学証明書、学生証写し）	

VI 願書等様式

- 1 願書
- 2 本人及び世帯員の所得等に関する調書（両面）
- 3 奨学生志望理由
- 4 推薦書

様式第1号

(第2条関係)

奨 学 生 願 書				
(ふりがな) 氏 名				
平成 年 月 日生				
住 所 (詳細に記入してください。) 〒			電話 (自宅) (携帯)	
在 学 校 (学部・科等まで) 出 身		在学年 年生 卒 業	高 等 学 校 卒 業 程 度 認 定 試 験 年 度 合 格	
進学志望校 (学部・科等まで)			修業年限 年	
希 望 事 項	入学一時金	円		
	月 額 奨 学 金	月 額	円	
		期 間	平成 年 月 から 平成 年 月 まで	
<p>私は、本多静六博士奨学金の貸与を受けたいので出願します。</p> <p>なお、採用された場合には、本多静六博士奨学資金の貸与に関する条例及び規則を遵守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、奨学金の返還の事由が生じた際は、遅滞なく返還することを誓約します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本 人 氏 名 ⑤</p> <p>私は、上記の者に貸与される本多静六博士奨学金に係る返還の債務について連帯して責任を負います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 氏 名 ⑤</p> <p>(あて先) 埼玉県知事 上田清司</p>				
連 帯 保 証 人	住 所	〒 電話		
	本人との関係	生年月日	年 月 日生	
保 護 者 ※本人が 未成年者 の 場 合	住 所	〒 電話 (自宅) (携帯)		
	氏 名	⑤	本人との 関係	

(注) 保護者とは親権を行う者又は未成年後見人のことをいいます。

本人及び世帯員の所得等に関する調書

1 世帯の収入及び控除の状況

(1) 本人の状況

本人	氏名		生年月日	年齢	公立・私立	学校名	在学	高等学校卒業程度認定試験
	男・女		年 月 日生				年 年 卒	年度合格
	志望校 ※出願時の志望校名と合否・今後の日程について書いてください。							
	第一志望校			第二志望校			第三志望校	
	決定	未定	試験日	発表日	試験日	発表日	試験日	発表日
総所得金額 万円		所得の種類 給与 事業 年金 その他()		特別控除額 万円		備考		事務局記入欄

(2) 就学者を除く世帯員の状況

就学者を除く世帯員	続柄	氏名	生年月日	年齢	総所得金額	所得の種類	特別控除額	備考	事務局記入欄
			年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他()	万円		
			年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他()	万円		
			年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他()	万円		
			年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他()	万円		
			年 月 日生		万円	給与 事業 年金 その他()	万円		

(3) 就学者の状況

就学者	続柄	氏名	生年月日	年齢	公立・私立	学校名	在学年	特別控除額	備考	事務局記入欄
			年 月 日生					万円		
			年 月 日生					万円		
			年 月 日生					万円		
			年 月 日生					万円		
			年 月 日生					万円		

注1 本人に収入がある場合は、総所得金額を記入してください。

注2 生計を一にする世帯員全員を記載してください。

総所得金額は、「IV 世帯の収入基準について」(3)により計算した父母など本人保護又は扶助している者及び本人の配偶者、全員の総所得金額を万円単位(千円以下切り捨て)で記入し、右の欄の主な所得源を○で囲んでください。所得の種類のうち「その他」は、不動産所得、退職所得、雑所得(年金を除く)などの別を記入してください。(同居の兄弟姉妹等の所得は含みません。)

注3 別居の場合は、備考欄に住居地を記入してください。

裏へ

2 特別控除の対象となる事項（障害者、長期療養、単身赴任、災害等の事情）

特別控除の対象となる事情		
年間の支出増	万円	年間の収入減 万円
—増減額積算—		
事務局記入欄		

注 「IV 世帯の収入基準について」の「特別控除額」のうち、「障害者」「長期療養者」「主たる家計支持者の別居」、「火災等の被害」に該当する場合、その事情を「特別控除の対象となる事情」欄に記入し、そのための年間の支出額の増加又は収入額の減額の根拠を記入してください。

3 その他特別な事情

事務局記入欄

注 貸与を希望する特別な事情があれば記入してください。

奨学生志望理由

(ふりがな) 氏 名	平成 年 月 日生	男・女 歳
在学校 出身校 (学部・科等まで)	在学年 年生 年卒	大学入学資格検定 年度 合格
進学志望校 (学部・科等まで)	決定 未定	

※ 太枠内に記入してください。

推 薦 書

在 学 校 (出身校)	
氏 名	
住 所	
推 薦 理 由	
記入者氏名 面 談 日	

上記のとおり本多静六博士奨学生として適当と認め、推薦します。

平成 年 月 日

推薦者 職・氏名

印

(あて先)

埼玉県知事

【よくある御質問について】

Q 1 : 出願者の父母で給与所得者です。出願を検討するにあたり収入基準額以下であるか、ざっと判断したいのですが。

A 1 : 源泉徴収票の支払い金額が分かれば、おおよその判断ができます。下記計算例を参照してください。なお、給与が2箇所以上で支払われている場合など、計算例により難しい場合もあります。計算例は目安とお考えください。

また、**願書提出時の所得証明書は、市町村長が発行するもの（「(市長村民税)課税証明書」又は「非課税証明書」）を提出してください。**

【計算例】

父（給与所得者）、母（パート（給与所得者））、出願者（高校3年生）、弟（中学生）の場合

父：給与所得の源泉徴収票	支払金額	600万円…①
母：給与所得の源泉徴収票	支払金額	100万円…②

①+②=700万円…③

③×0.3+198万円=408万円（給与所得の控除額）…④

③-④=292万円（総所得金額）…⑤

⑤-67万円（表2の2）-46万円（表2の1）=179万円（認定総所得金額）…⑥

世帯人員4人の収入基準額（表1▲ページ）=256万円…⑦

⑥≤⑦であるため出願可能

Q 2 : 私は出願者の母で就業しておらず、主人（出願者の父）は所得税配偶者控除を受けています。この場合も、出願時の提出書類として母の所得証明書は提出すべきでしょうか。

A 2 : 給与所得の場合の計算式（12ページ）は、給与収入（給与所得控除額を差し引く前の金額）で計算しています。配偶者控除が「有」の場合でも、103万円以下の収入があれば、奨学金の総所得金額の計算方法に反映されます。そのため、**無職の方でも所得証明書（非課税証明書）の提出をお願いしています。**

Q 3 : 11月に推薦入試で大学合格となりました。大学から合格後すぐに入学金を振り込むよう連絡があります。すぐに入学一時金の貸与を受けたいのですが。

A 3 : 入学一時金の貸与時期につきましては、どなたの場合でも入学・編入学する年の概ね3月（4ページ参照）となっています。御了解をお願いいたします。

Q 4 : 出願（10月～11月）の時点で、連帯保証人が未定の場合、採否に影響はありますか。

A 4 : 採否に影響はありません。なお、選考の結果「予約採用」（10ページ参照）となった場合は、連帯保証人を決定していただきます。